

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……（建設局公園緑地部公園課）…

告示

○市街地再開発事業の事業計画の変更認可……（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……（同）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（同）…

○都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…

○個人、政党及び政党等演説会場の指定……（同）…

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……（生活文化局都民生活部管理法人課）…

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……（産業労働局商工部地域産業振興課）…

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……（同）…

○当せん金付証券の発売委託……（全国自治宝くじ事務協議会）…

○雑報

○雑報

規則

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十五号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二 二の部(二)の項中「九十九万二千五百円」を「百三十二万五千五百円」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。

告示

●東京都告示第四百八十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

東京都

二 事業施行期間

平成二十八年四月二十二日から平成三十七年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区晴海五丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業
事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号勝どきサンスクエア東京
都第一市街地整備事務所内

六 施行認可の年月日

平成二十八年四月二十二日

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年十月三十日

●東京都告示第千四百八十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

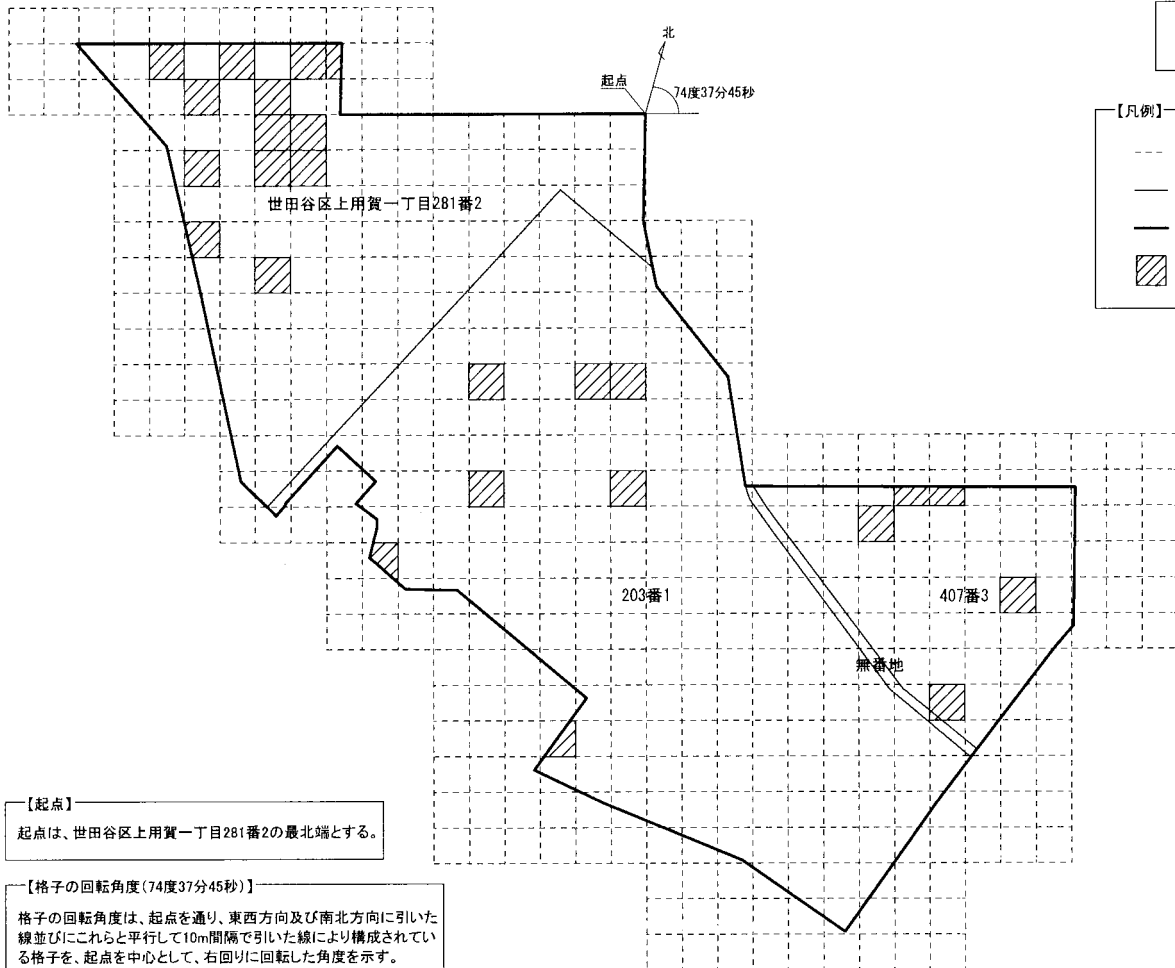
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区上用
賀一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化
合物並びにセレン及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化
合物

別 図

- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査対象地
 - ▨ 形質変更時
要届出区域



【起点】
起点は、世田谷区上用賀一丁目281番2の最北端とする。

【格子の回転角度(74度37分45秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた
線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されてい
る格子を、起点を中心として、右回りに回転した角度を示す。
(※北は太陽観測法による真北を示す。)

●東京都告示第千四百八十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（世田谷区上用賀一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

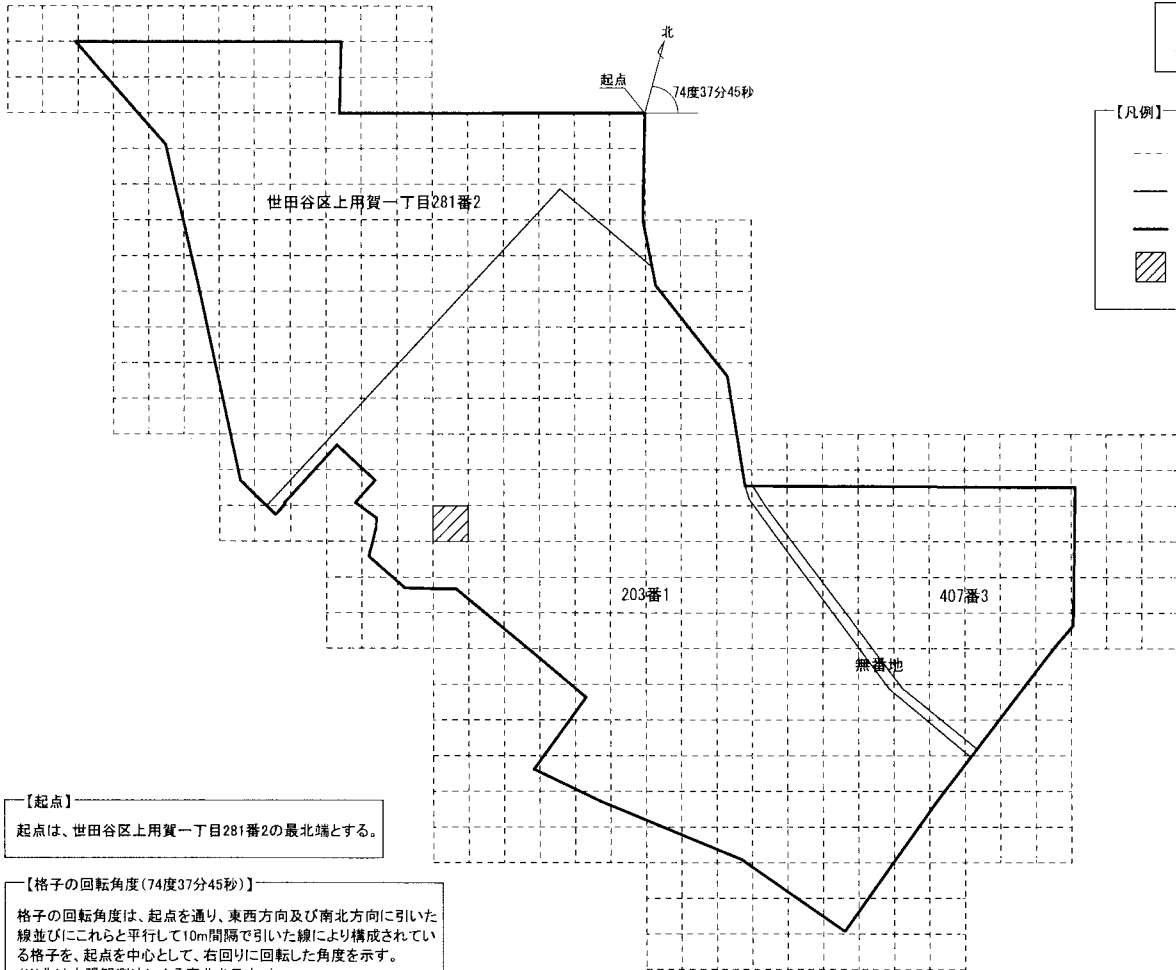
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 要措置区域



【起点】
起点は、世田谷区上用賀一丁目281番2の最北端とする。

【格子の回転角度(74度37分45秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転した角度を示す。
(※北は太陽観測法による真北を示す。)

●東京都告示第千四百八十七号

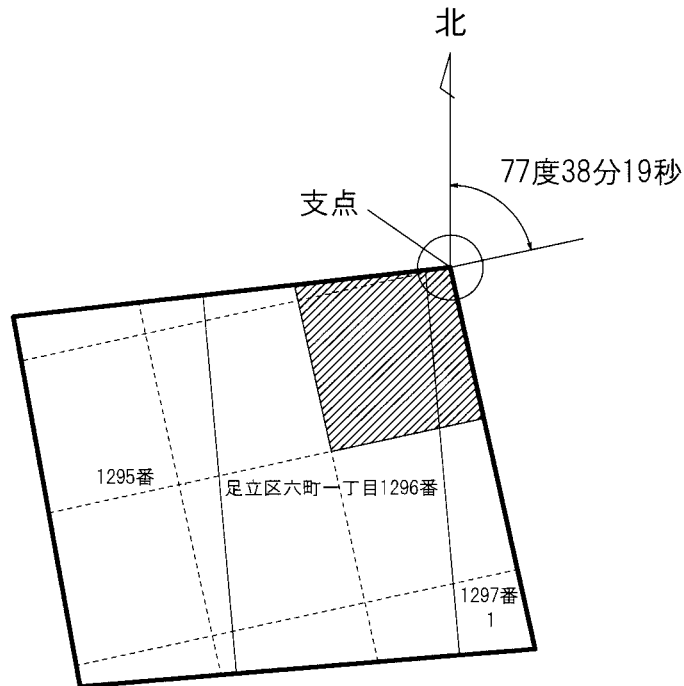
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区六町一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

〈別図〉



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、足立区六町一丁目1297番1の最北端とする。

【格子の回転角度(77度38分19秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百八十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第四百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

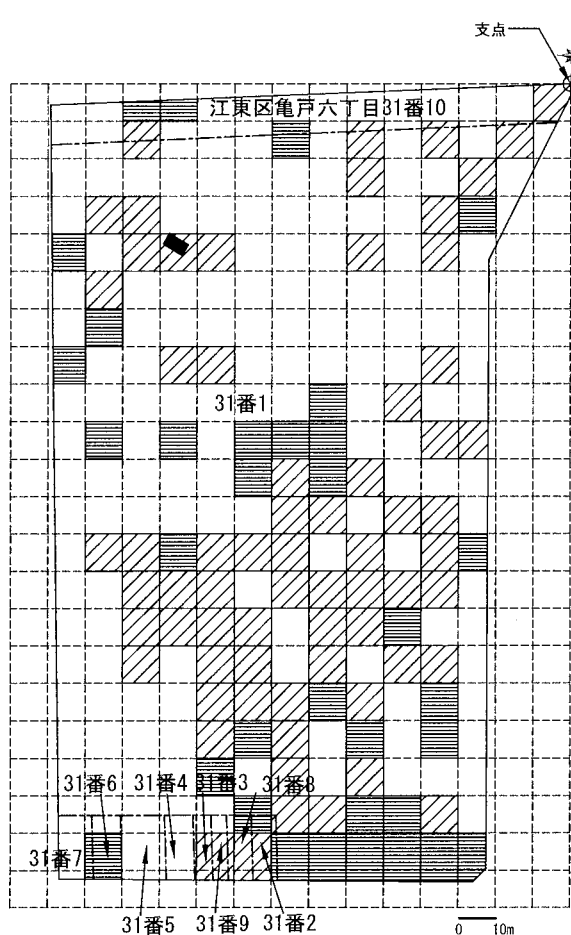
一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区亀戸六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物






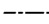
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



凡 例

-  指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第406号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1724号により指定した区域)
-  単位区画
-  敷地境界
-  筆境界

【支点】
支点は、江東区亀戸六丁目31番10の最北端とする。

【格子の回転角度(85度18分4秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百八十九号

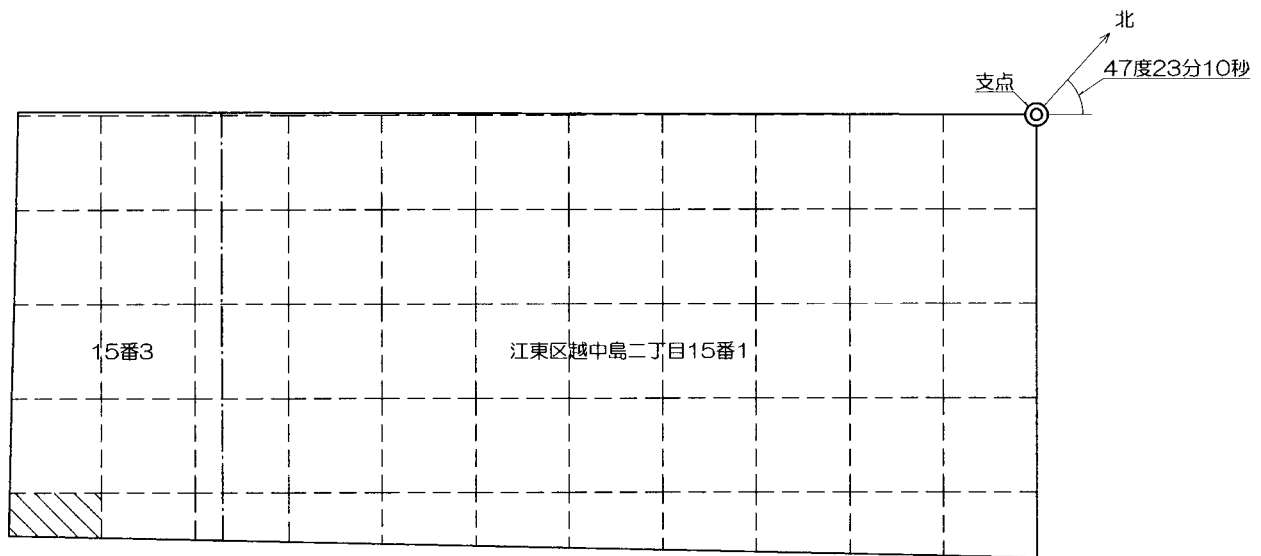
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第百五十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区越中島二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】
 支点は、江東区越中島二丁目15番1の最北端とする。

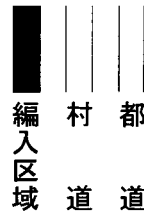
【格子の回転角度 (47度23分10秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画線
	指定を解除する区域

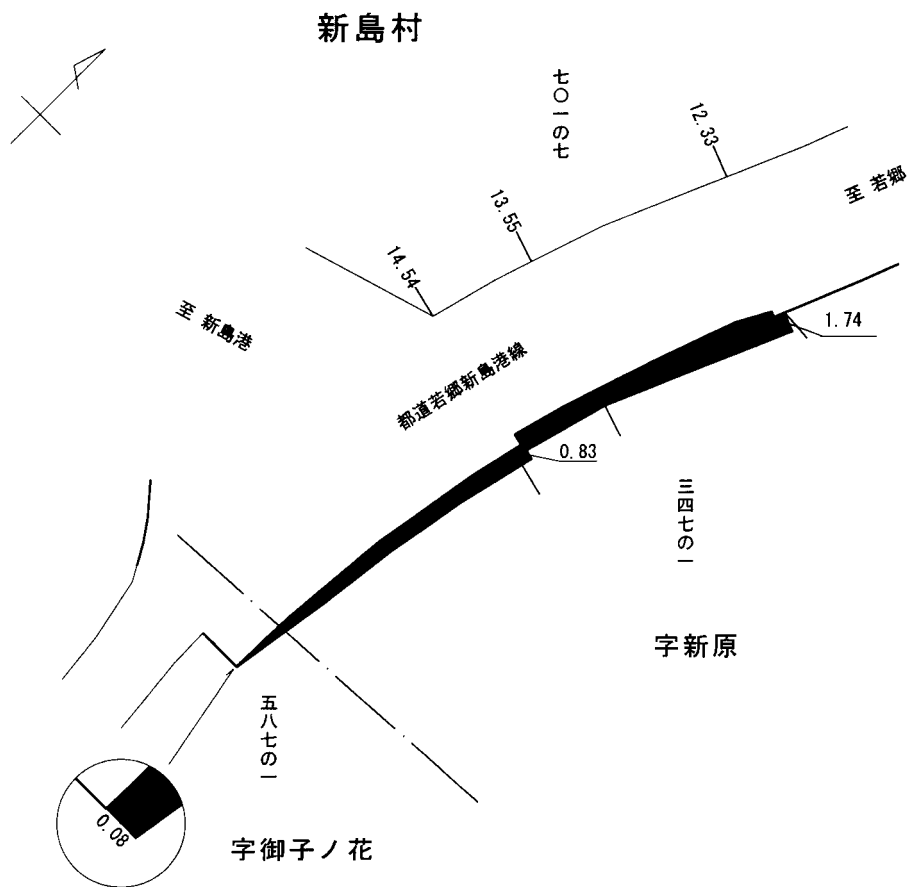
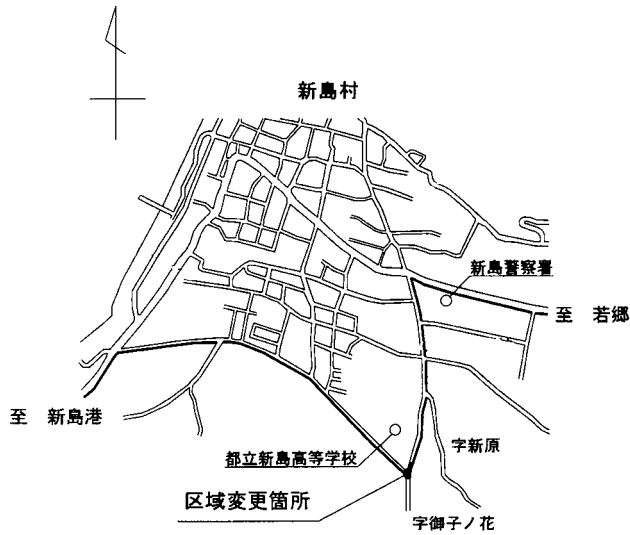
別図

都道若郷新島港線区域変更略図
新島村字新原ノ字御子ノ花

●東京都告示第千四百九十号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



延長 五六・七六メートル
面積 八二・八五平方メートル



その関係図面は、平成三十年十月三十日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年十月三十日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 若郷新島港
- 二 変更の区間 新島村字新原三百四十七番一地从内から同
村字御子ノ花五百八十七番一地从内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第二百十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百六十一条第一項第三号(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第百六十一条第三項の規定により報告があつた。

平成三十年十月三十日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成30年10月3日	国分寺市選挙管理委員会	国分寺市立cocobunjiプラザ リオンホールA	国分寺市本町三丁目1番1号
平成30年10月3日	国分寺市選挙管理委員会	国分寺市立cocobunjiプラザ リオンホールB	国分寺市本町三丁目1番1号

公告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十月三十日

東京都知事 小池百合子

一 名称

特定非営利活動法人わだつみのこえ記念館

二 代表者の氏名

岡安 茂祐

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷五丁目二十九番十三号 赤門アピタ

シオン一階

四 更新された認定の有効期間

平成三十年二月六日から平成三十五年二月五日まで

一 名称

特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク

二 代表者の氏名

佐藤 洋作

三 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市下連雀一丁目十四番三号

四 更新された認定の有効期間

平成三十年三月四日から平成三十五年三月三日まで

一 名称

特定非営利活動法人ホープワールドワイド・ジャパン

二 代表者の氏名

加藤 敦

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区笹塚二丁目十六番一号

四 従たる事務所の所在地

宮城県亘理郡亘理町五日町二十二番地

五 更新された認定の有効期間

平成三十年三月十四日から平成三十五年三月十三日まで

で

一 名称

特定非営利活動法人朴の会

二 代表者の氏名

野本 千佳子

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区千駄木二丁目三十六番十号 一F

四 更新された認定の有効期間

平成二十九年十二月十四日から平成三十四年十二月十三日まで

三日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成三十年十月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市芝久保町一丁目千五百七番三から同番五まで並びに千五百九番二から同番四までの各一部

神奈川県横浜市都筑区大丸九番十六号
株式会社日興タカラコーポレーション
代表取締役 藤田 充彦

西東京市中町六丁目千九百四十四番一の一部

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千九百五番地三
中央グリーン開発株式会社
代表取締役 中内慶太郎

三鷹市深大寺一丁目三千九百五十四番一、同番二、同番七、三千九百五十六番三及び三千九百六十番十二から同番十五まで

大阪府大阪市福島区海老江一丁目一番二十四号
阪神電気鉄道株式会社
代表取締役 秦 雅夫
千代田区丸の内二丁目二番三号
株式会社フージャースアベニュー
代表取締役 森 俊哉

稲城市大字坂浜字二十号千四百八十八番、千四百八十九番一、千四百九十番二、同番三、千四百九十二番三及び千四百九十三番一

稲城市坂浜二千八百五十一番地
市村 勇

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) スーパービバホーム東久留米店

二 店舗所在地 東久留米市上の原一丁目三百三十三番二 ほか

三 設置者名 三井住友ファイナンス&リース株式会社

四 意見

ア 聴取者 東久留米市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年十月十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年十月三十日から同年十一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

(一)ア 店舗名 (仮称) 八王子駅南口商業施設

イ 店舗所在地 八王子市旭町三十番八十五ほか

ウ 設置者名 日本貨物鉄道株式会社

(二)ア 店舗名 (仮称) コーナンP R O西保木間店

イ 店舗所在地 足立区西保木間二丁目二千九百九十番一ほか

ウ 設置者名 コーナン商事株式会社

(三)ア 店舗名 (仮称) 武蔵小金井駅南口第一地区再開発ビル

イ 店舗所在地 小金井市本町六丁目千九百番ほか

ウ 設置者名 株式会社イトーヨーカ堂ほか三十一名

(四)ア 店舗名 ホームセンターコーナン王子堀船店

イ 店舗所在地 北区堀船一丁目二十三番十三号

ウ 設置者名 コーナン商事株式会社

(五)ア 店舗名 ドン・キホーテ環七方南町店

イ 店舗所在地 杉並区方南一丁目二十八番三号

ウ 設置者名 株式会社ドンキホーテホールディングス

(六)ア 店舗名 東急スクエアガーデンサイト

イ 店舗所在地 大田区田園調布二丁目六十二番四号

ウ 設置者名 東京急行電鉄株式会社

(七)ア 店舗名 豊島ハイツ

イ 店舗所在地 豊島区長崎五丁目一番三十一号

ウ 設置者名 株式会社東急ストア

二 東京都の意見の概要

ア 概要 一(一)から七)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判

断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 平成三十年十月九日

三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)

四 縦覧期間 平成三十年十月三十日から同年十一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 平成三十年十月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子
 第七百七十九回全国自治宝くじ

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三百六十億円 一億二千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として十二単位（十二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。）

三 証券金額
 四 発売期間
 一枚三百円
 平成三十一年一月三十日から同年二月二十二日まで
 発売額三十億円に対して十四億三千四百九十万円

五 当せん金の額
 六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して一億九千七百三十三万五千三百三十二円
 発売額三十億円に対して一億九千三百九十二万円

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 平成三十年十一月九日
 十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

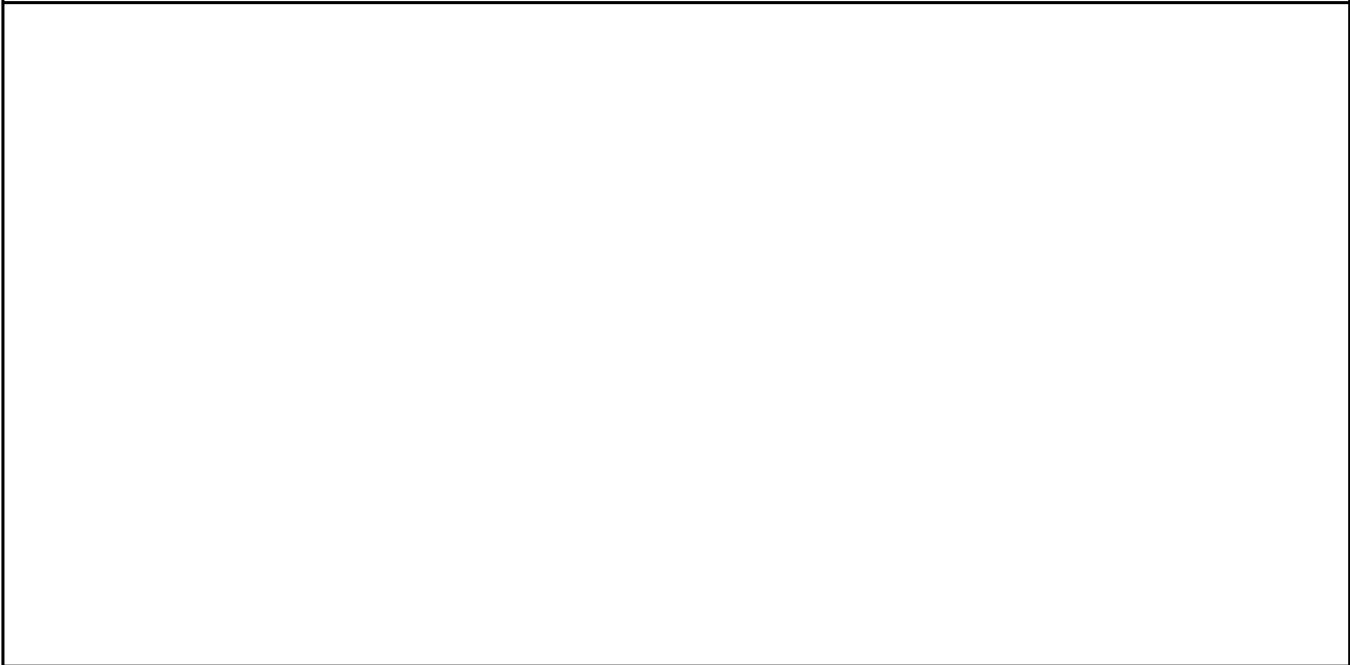
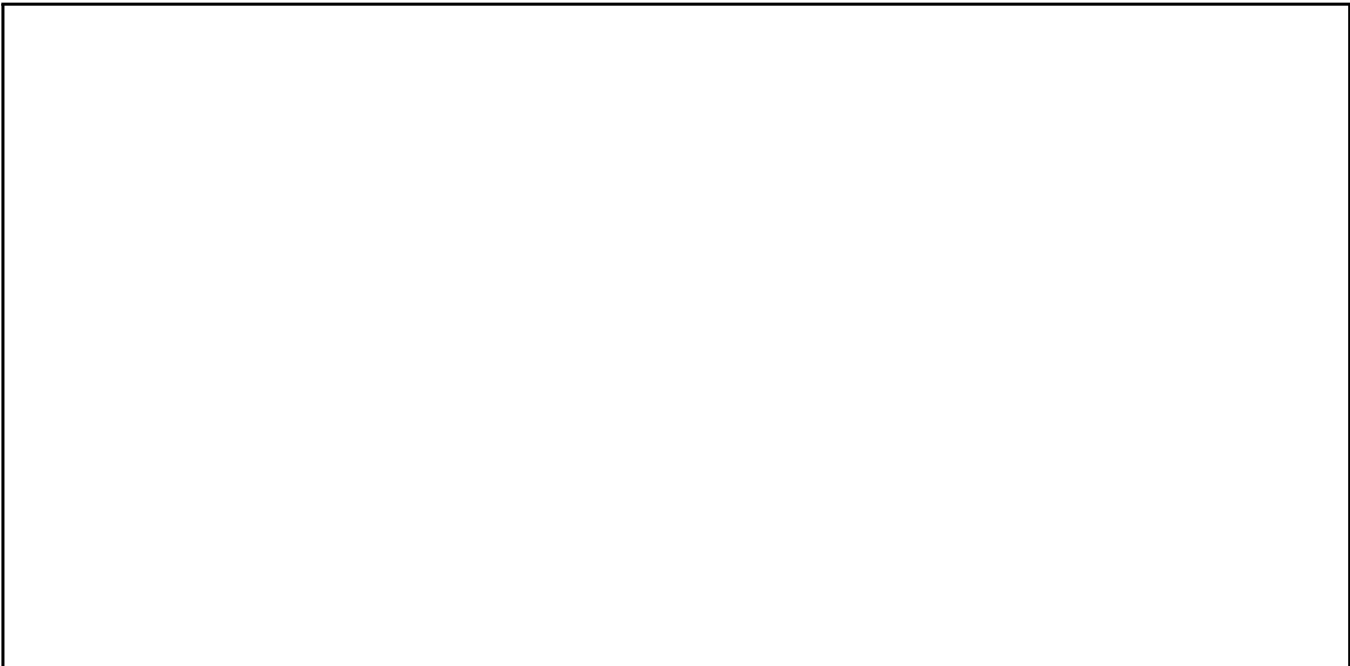
一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第七百八十回全国自治宝くじ
 百五十億円 五千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。）

三 証券金額
 四 発売期間
 一枚三百円
 平成三十一年一月三十日から同年二月二十二日まで

五 当せん金の額
 六 委託対象事務の範囲
 発売額三十億円に対して十四億二千万円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して一億九千八百九万九千円
 発売額三十億円に対して一億九千三百九十二万円
 平成三十年十一月九日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 平成三十年十一月九日
 十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001